

第五十一回国会 衆議院 商工委員会 會議録 第三十一号

昭和四十一年四月二十六日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 浦野 幸男君 理事 河本 敏夫君

理事 始関 伊平君 理事 田中 榮一君

理事 板川 正吾君

内田 常雄君 海部 俊樹君

神田 博君 黒金 泰美君

小宮山重四郎君 田中 六助君

二階堂 進君 三原 朝雄君

早稲田柳右衛門君 石野 久男君

大村 邦夫君 島口重次郎君

田原 春次君 麻生 良方君

栗山 礼行君

出席國務大臣 通商産業大臣 三木 武夫君

出席府府委員 通商産業政務次 進藤 一馬君

委員外の出席者 議員 麻生 良方君

中小企業庁長官 影山 衛司君

本日の會議に付した案件

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案(内閣提出第一四二二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(板川正吾君外十八名提出、衆法第二二二号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四四号)

○天野委員長 これより會議を開きます。

去る二十日付託になりました麻生良方君外一名提出、官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案を議題とし、提出者から趣旨の説明を聴取することといたします。麻生良方君。

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、国、地方公共団体、公共企業体等が役務又は物資を調達するため請負、買入れその他の契約をする場合において、中小企業者に対するその発注を確保する措置を講じ、もつて中小企業者の事業活動分野の維持とその健全な発達とに資することを目的とする。

第二条 この法律で「各省各庁」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

2 この法律で「公社」とは、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいい、「公社の長」とは、公社の総裁をいう。

3 この法律で「公団等」とは、日本住宅公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、水資源開発公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、森林開発公団、特定船舶整備公団、労働福祉事業団、産地地域振興事業団、公害防止事業団、帝都高速度交通営団、日本原子力研究所、原子燃料公社その他政令で定めるこれらに類するものをいい、「公団等の長」とは、

公団等の総裁、理事長その他の長をいう。

4 この法律で「官公需契約」とは、国、地方公共団体、公社又は公団等(以下これらを「国等」という)が国等以外の者に対し工事の完成、役務の給付又は物件の納入を発注する契約をいう。

5 この法律で「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、建設業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 特別の法律によつて設立された組合及びその連合会であつてその直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前三号の一に該当する者であるもの並びに企業組合

(官公需契約の割合の公表)

第三条 内閣総理大臣は、中小企業官公需確保審議会の答申に基づき、あらかじめ、国等が当該会計年度又は当該事業年度において中小企業者となす官公需契約の発注量が当該年度における官公需契約の発注総量に対して占めるべき割合

を定め、これを公表するものとする。

(各省各庁の長等の義務)

第四条 各省各庁の長、地方公共団体の長、公社の長又は公団等の長は、毎会計年度又は毎事業年度において中小企業者となす官公需契約の発注量の当該年度における官公需契約の発注総量に対して占める割合が、少なくとも前条の規定により公表された割合に達するように努めるものとする。

(契約の特例)

第五条 各省各庁の長、地方公共団体の長、公社の長又は公団等の長は、中小企業者となす官公需契約の発注量の官公需契約の発注総量に対して占める割合が第三号の規定により公表された割合に達するようにするため必要があると認めるときは、官公需契約につき、国等がなす契約に関する法令又は公社若しくは公団等の定め規定にかかわらず、中小企業者のみの一般競争に付することができる。

(官公需契約の発注に関する中小企業者への配慮)

第六条 各省各庁の長、地方公共団体の長、公社の長又は公団等の長は、官公需契約を締結しようとする場合には、中小企業者がその発注に際して考慮する点として、その発注について、関係中小企業者に周知徹底するよう必要な措置を講じなければならない。

(実績の報告)

第七条 各省各庁の長は、内閣総理大臣に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度においてした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、自治大臣に対し、毎会計年度終了後四月以内に、当該年度においてし

た官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならぬ。

3 公社の長及び公団等の長は、それぞれその公社又は公団等を監督する大臣に対し、毎事業年度終了後四月以内に、当該年度においてした官公需契約の実績についての報告書を提出しなければならぬ。

4 自治大臣及び公社又は公団等を監督する大臣は、前二項の規定による報告書が提出されたときは、これを内閣総理大臣に提出しなければならぬ。

(勸告)

第八条 内閣総理大臣は各省各庁の長、自治大臣又は公社若しくは公団等を監督する大臣に対し、自治大臣は地方公共団体の長に対し、公社又は公団等を監督する大臣は公社の長又は公団等の長に対し、各省各庁、地方公共団体、公社又は公団等の行なう官公需契約に関して、この法律の目的を達成するため必要な勸告をすることが出来る。

(中小企業官公需確保審議会)

第九条 総理府に、中小企業官公需確保審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、会長一人及び委員十人以上で組織する。

3 会長及び委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ第三条の割合について調査審議するほか、中小企業者との官公需契約に関し内閣総理大臣に意見を申し出ることが出来る。

5 前四項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条の規定は、この法律の施行の日の属する国等の会計年度又は事業年度においてした官公需契約から適用する。

2 この法律の施行の日の属する国等の会計年度又は事業年度における官公需契約の割合の公表については、第三条中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中中小企業政策審議会の項の次に次のように加える。

官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第 号)
中小企業官公需確保審議会

理 由

国、地方公共団体、公共企業体等が役務又は物資を調達するため請負、買入れその他の契約をする場合に、中小企業者に対する発注を確保する措置を講じ、もつて中小企業者の事業活動分野の維持とその健全な発達に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○麻生議員 ただいま議題となりました官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案の提案理由を御説明いたします。

国が各種の経済政策をもつて、大企業と中小企業との格差を是正し、中小企業経営の安定をはからんとしている現在、国民購買力のうちの相当量を、恒常的に中小企業に向け、安定需要を振り向けることが必要なのであります。このためには、国が自己の裁量によって政策とおり運用できる予算面支出をもつて、まず中小企業に対する

相当量の発注を確保することが、最も望ましいのであります。

この点は、すでに現行の中小企業基本法第二十条の「(国等からの受注機会の確保)」の条項にこの旨に関する基本方針を明示しております。ここに提案する本法案は、この方針の実施措置でありまして、わが党が立憲以来、国会ごとに提案し続けてきたところであります。

本案は、第一に、国、地方公共団体、公共企業体等が、サービスまたは物資を調達するため、請負、買入れその他の契約をする場合に、中小企業者に対して、調達総額の一定割合を政令をもって確保し、こうして中小企業者の活動を維持せしめ、中小企業者の健全な発達をはからんとするものであります。

第二に、このように官公需の一定割合を中小企業者に対して確保するために、内閣総理大臣は、毎年度、中小企業官公需確保審議会の答申に基づいて、その割合を決定し公表しなければならぬ義務を持つこととし、各省各庁等の長は、その公表された割合に達するよう中小企業者に発注するようつとめる義務を負わせるものであります。

第三に、このような一定量の発注を確保するために、中小企業者に対しては、契約の特例を定め、中小企業者のみに一般競争契約をせしめることができることとし、また各省各庁の長及び地方公共団体や公団、公社の長は、毎年度、中小企業者に対する発注実績を監督官庁に報告する義務を負わせます。また、それぞれの監督官庁の長は、それぞれその官公需機関が一定量の発注を中小企業者に対して発し得るように必要な勸告を行なうことができるものであります。

第四に、内閣総理大臣の諮問機関として、中小企業官公需確保審議会を設置して、ここで毎年度中小企業に発注すべき割合の決定、その他の事項について意見を具申できるようにしておくものであります。

す、財政の財貨サービスの購入は七兆千五百億円と想定され、これは国民総生産の二三・二%に達しておりますので、国民所得の配分面におきましても、そのうちの少なくとも五割見当は中小企業に発注するよう、発注目標を掲げて政令をもって、物品発注、製造発注、工事発注等にわたり、今後の発注量を増加するよう検討することを強く要請するものであります。政令で定める一定割合は、このようにして既往の発注実績を上回らしめるのが当然と考えるものであります。

以上、この法律案の趣旨であります。何とぞ慎重審議の上、御賛成あらんことを希望いたします。説明を終わります。

○天野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○天野委員長 次に本法案に加えて、内閣提出、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案、及び板川正吾君外十八名提出、官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案、以上三法律案を議題とし、審査を進めます。質疑の申し出がありますので、これを許します。大村邦夫君。

○大村委員 私は、これから政府提案の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案を中心として、若干質疑をしたいと思ひます。今日までの時点における中小企業者に対する官公需の確保については、御承知のように国の関係は、中小企業基本法の第二十条に、また地方公共団体に対しては、同法の四条でそれぞれ規定をされております。これらは「必要な施策を講ずるもの」とか、あるいはまた「国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない」とかいうふうな、大まかな方針が定められておりますが、政府は、いわばこの方針に基づいて、どういふふうな具体的な指導なり運営をはかってきたか、この点について、まずお尋ねをしたいのです。

○影山説明員 お答え申し上げます。基本法の第二十条におきまして、つとに国が官

公需の発注にありまして、中小企業者の受注の機会を増大すべきだというふうにいたしておるわけでございますが、政府におきましては、その趣旨にのっとりまして、確保につきまして従来から官公需契約の手引きというものを過去三年度にわたりまして作成いたしました。その契約の手続等の周知徹底をはかりまして、中小企業者が手続のふなれ等のために、受注の機会を失うことのないようにつとめてまいりましたわけでございます。

それから、さらに関係官庁との関係におきましては、中央におきまして連絡会議を随時開きまして、中小企業者に対して官公需をできるだけ発注いたすようにということで連絡及び要請をいたしてきただけでございます。それに基づきまして、たとえ最近におきまして、大蔵省の所管いたしております予算決算会計令におきまして、随意契約あるいは指名競争契約の限度額を引き上げまして、これによりまして、中小企業者が随意契約あるいは指名競争契約というのに参加し得る機会を増大いたしましたようなわけでございます。あるいは建設省におきまして、参加資格の格づけ等におきまして、中小企業者に対する配慮を十分にしなければいかぬというふうな施策を講じておるような次第でございます。

○大村委員 ただいまの答弁によりまして、まず第一に、官公需契約の手引きの作成ということがありました。私はこの中身は見ておりませんが、推測するに、これは中小企業者がそういう官公庁における需要の契約制度を知らないために受注の機会を失う、したがって、そのことを周知徹底することであるとして、このことが即官公需の確保につながってはおりますが、確保を期するというにはならないと思うのです。それからさらに、中央連絡会議のことも申されましたが、これも私はそれだけ各官庁なり関係の向きについて拘束する力はない、単なる要請にすぎないと思います。それから限度額の引き上げについては、これは一応了といたしますが、これもいわゆるそういう

場に参加することができるといふ機会を与えられたのであって、そのことによつて中小企業者に対する官公需の確保ははかれるということには必ずしもならないと思います。そういういろいろな欠陥があるので、したがってそれを補完しなければならぬ。さらに今日、不況であるから、従来の確保すらあるいは期することができないというそういう配慮で、いわば補完的な、あるいはまたそれをさらに増大するという立場から今度の法律案ができたと思ひます。

そこでお尋ねしたいのは、この法律案を施行した場合に、従来の実績がどのように変化をするのか、長期の見通しについてお尋ねをしたいわけがあります。

○影山説明員 先ほど先生から御指摘がございましたように、従来の措置では不十分な点もございします。今回、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案を提案いたしまして、できるだけ中小企業者に官公需の分け前がそちらに行くようにという種々の措置を講じてまいることにするわけでございますが、この法律を施行いたしますことによりまして、具体的にどの程度の効果があらがっていくかということにつきましては、今後の問題でございますので、私も、もしもこの法案を通過していただきましたら、それに即してひとつ各省と一緒にならば、それにうふうに考えておりますが、御承知のように、昭和三十八年度の官公需の中で、中小企業者向けのシェアは四三・八〇というふうに中央、地方を通じてあつたわけでありまして、私どもの今後の目標といたしましては、中小企業者の生産または輸出に占めるシェアというものが全体で大体五〇〇程度でございします。少なくとも当面の目標といたしまして、全体を通じて五〇〇程度までは持つていくように努力をしたいというふうに考えておるわけでございます。

○大村委員 ただいまの御答弁では、大体めどを五〇〇にしてそれまで引き上げるように有効な措置を講じていきたい、こういうことでございまして、しかし私は、この法案全般をながめまして、はたしてそこまでの目標が達成できるのかどうか、いろいろな疑問を持つものであります。以下、逐次その点について御指摘を申し、意見を申し上げてみたいと思ひます。その前に、参考までに、昭和三十八年度以降の官公需総量に占める中小企業者の割合、これをひとつ御説明願ひたいと思ひます。三十八年、三十九年、四十年度はまだ必ずしも正確に出ていないし、推計かと思ひますが、その点について御提示を願ひたいと思ひます。

○影山説明員 お答え申し上げます。三十八年度におきます実績でございますが、これは中央と地方を通じて中小企業者が受注を受けました金額が五千三百八十七億というところになっておりまして、それが全体の比率が四三・八〇ということになっておることは、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。その後、三十九年度につきましては各省と連絡をいたしまして実績をとっておりまして、大体中央につきましては集計ができ上がっておりますけれども、まだ地方公共団体の集計が十分にできておりません。大体中央分につきまして官庁、公社、公団分が約九千七百二十五億という金額にのぼるかと申すわけでございします。地方公共団体を合算して大体一兆五千億四千万くらいの実績が三十九年度には推定されるわけでございます。

○大村委員 割合はどのくらいになりますか。三十八年度が大体二八〇程度でございしたけれど、三十九年度につきましては、金額は七千二百五十九億四千万から九千七百二十五億に上昇いたしておりますけれども、比率につきましては、三十八年度の官庁、公社、公団分二八〇、それが多少下がっておりまして、二六〇強ということになっております。

○大村委員 ただいまの実績、割合、横ばい状態ですね。それに最近御承知のように不況でございますから、かなり強力な施策を講じないと、政府、通産省のお考えの五〇〇の目標にはなかなか到達しにくいということが言えると思ひます。そこで、第一条の目的の項についてお尋ねをしたいのですが、政府案によりまして、その目的におきまして、「中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、」云々、こういうふうにあります。これは「受注の機会を確保する」というのは一体どういうことを意味するのでしょうか。私も、社会党、あるいはまた、ただいま提案理由の説明がございました民社党は、御案内のように「発注を確保する」、政府案に直せば受注を確保する、「機会」ということは使つてございしません。これはかなりその含む内容というものが、ただことばのニュアンスとしてだけではないに、含まれる意味として相当な差があると私も考えます。いわば政府のこの目的にうたつてある「受注の機会を確保する」云々というものは消極的である。なぜその機会の確保という「機会」を入れなければならないのか、そこら辺の理解に苦しむのですが、その点御説明願ひたいと思ひます。

○大村委員 先ほど先生から御指摘がございましたように、従来の措置では不十分な点もございします。今回、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案を提案いたしまして、できるだけ中小企業者に官公需の分け前がそちらに行くようにという種々の措置を講じてまいることにするわけでございますが、この法律を施行いたしますことによりまして、具体的にどの程度の効果があらがっていくかということにつきましては、今後の問題でございますので、私も、もしもこの法案を通過していただきましたら、それに即してひとつ各省と一緒にならば、それにうふうに考えておりますが、御承知のように、昭和三十八年度の官公需の中で、中小企業者向けのシェアは四三・八〇というふうに中央、地方を通じてあつたわけでありまして、私どもの今後の目標といたしましては、中小企業者の生産または輸出に占めるシェアというものが全体で大体五〇〇程度でございします。少なくとも当面の目標といたしまして、全体を通じて五〇〇程度までは持つていくように努力をしたいというふうに考えておるわけでございます。

府、通産省のお考えの五〇〇の目標にはなかなか到達しにくいということが言えると思ひます。そこで、第一条の目的の項についてお尋ねをしたいのですが、政府案によりまして、その目的におきまして、「中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、」云々、こういうふうにあります。これは「受注の機会を確保する」というのは一体どういうことを意味するのでしょうか。私も、社会党、あるいはまた、ただいま提案理由の説明がございました民社党は、御案内のように「発注を確保する」、政府案に直せば受注を確保する、「機会」ということは使つてございしません。これはかなりその含む内容というものが、ただことばのニュアンスとしてだけではないに、含まれる意味として相当な差があると私も考えます。いわば政府のこの目的にうたつてある「受注の機会を確保する」云々というものは消極的である。なぜその機会の確保という「機会」を入れなければならないのか、そこら辺の理解に苦しむのですが、その点御説明願ひたいと思ひます。

○影山説明員 お答え申し上げます。政府提案の法案につきましては、「中小企業者の受注の機会を確保する」というふうな規定をいたしておるわけでございますが、これをこういふふうな規定いたしました理由を申し上げます。第一は、この法律の母法となつておりますところの中小企業基本法におきまして、第二十条において、国等からの受注機会の確保をはかるべしというふうな規定をいたしておりますので、それに基づきまして、受注機会の確保というふうな表現

○大村委員 先ほど先生から御指摘がございましたように、従来の措置では不十分な点もございします。今回、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案を提案いたしまして、できるだけ中小企業者に官公需の分け前がそちらに行くようにという種々の措置を講じてまいることにするわけでございますが、この法律を施行いたしますことによりまして、具体的にどの程度の効果があらがっていくかということにつきましては、今後の問題でございますので、私も、もしもこの法案を通過していただきましたら、それに即してひとつ各省と一緒にならば、それにうふうに考えておりますが、御承知のように、昭和三十八年度の官公需の中で、中小企業者向けのシェアは四三・八〇というふうに中央、地方を通じてあつたわけでありまして、私どもの今後の目標といたしましては、中小企業者の生産または輸出に占めるシェアというものが全体で大体五〇〇程度でございします。少なくとも当面の目標といたしまして、全体を通じて五〇〇程度までは持つていくように努力をしたいというふうに考えておるわけでございます。

○大村委員 先ほど先生から御指摘がございましたように、従来の措置では不十分な点もございします。今回、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案を提案いたしまして、できるだけ中小企業者に官公需の分け前がそちらに行くようにという種々の措置を講じてまいることにするわけでございますが、この法律を施行いたしますことによりまして、具体的にどの程度の効果があらがっていくかということにつきましては、今後の問題でございますので、私も、もしもこの法案を通過していただきましたら、それに即してひとつ各省と一緒にならば、それにうふうに考えておりますが、御承知のように、昭和三十八年度の官公需の中で、中小企業者向けのシェアは四三・八〇というふうに中央、地方を通じてあつたわけでありまして、私どもの今後の目標といたしましては、中小企業者の生産または輸出に占めるシェアというものが全体で大体五〇〇程度でございします。少なくとも当面の目標といたしまして、全体を通じて五〇〇程度までは持つていくように努力をしたいというふうに考えておるわけでございます。

をいたしましたのが第一でございます。

それから第二点といたしまして、社会党提案あるいは民社党提案の法案につきましては、発注の確保というふうな、契約をする際に直接中小企業へのほうのシェアを確保するというふうな表現になつておるわけでございまして、精神におきましては私どもの規定しておりますのと同じでございますけれども、ただ、ニュアンスといたしまして、中小企業者のために受注を確保すると申しまして、やはり高くてもあるいは品質が悪くても中小企業者のために官公需を向けてやらなければいけないというところまでは、御承知のとおり、国の調達というものが税金等の血税等をもってまかなうものでございまして、そういう点につきましてはある程度の制約はございまして、そこで、できるだけ中小企業者がそういう官公需契約に参加するところの機会、チャンスを与えてやるということによりまして、たとえば入札の資格、基準を定める際あるいは入札者の指名の際あるいは随意契約の相手方とする場合、そういう場合にできるだけ中小企業者を参加させる、あとは、中小企業者がやはり良質、廉価のものを提供するという点によりまして、中小企業者の受注の確保というものもおのずとそれによつて出てくるわけでございまして、受注の機会を確保するという点によりまして、発注なり受注を確保するという目的を達成したいというふうな考えておるわけでございまして。

○大村委員 ただいまの答弁の中で私ども、聞き捨てならぬ点があったと思うのです。これは社会党、あるいは民社党案もそうだと思うのですが、私どもは、この官公需について、その内容は、財源的な裏づけが国民の血税であるということとは十分承知しております。したがって、中小企業を守るという立場から何が何でも、会計の原則といふ点、予算の公正かつ効率的な使用に留意する、という点を無視しておるわけじゃないのです。ただ、御承知のように、今日、中小企業あるいは農業部門が暗い谷間で呻吟しておるよつて来たる

原因は何なのか。総理も言われるように、高度経済成長政策のひずみでしよう。そのひずみはだれがつくつたのでしようか。その議論はあえていたしませんけれども、そうしてきまして、ここにはかなり考慮をしなければならぬ問題がある。したがって、私どもは予算の効率的なあるいは公正な運用を期するけれども、それを重視すると中小企業に対する官公需の発注の確保というのとはなかなか期しがたい。そこら辺の調整の問題については私どもといえども十分配慮しておるつもりなのです。それをそういうふうにとられるとはなほだ迷惑だということをまず申し上げておきます。

それから私が言うまでもなく、大企業と中小企業と同じスタートラインに立った場合に、どっちが強いのか。大企業は御承知のように資本力も強い、信用度も高い、あるいは技術革新もやりコストも低い。そういうものと、比較的人手を要し、技術革新も近代化もおくれである中小企業が同じスタートラインに立つて、良質廉価——質の悪いものを買えという意味で私ども申し上げておるのじゃないのです、廉価ということになる。と妥当な価格、その妥当な価格とは何ぞやということになると、やはり質が同じであれば安いほうがいいということにおのずからなっていくのじゃないでしょうか。そういう点について政府のほうはあまりにも事務的にお考えじゃないか。チャンスを与えるというが、なるほどこの実績はかなりあります。先ほど説明されましたように四十何%

これは私はアメリカあたりと比べてかなりの実績がわが国においても確保されておるといふことは言わざるを得ないのですけれども、しかしその実績が出ておるからといって、手放しで喜ぶことはできないでしょう。仕事をしないでもおきまして、中小企業は従業員をかかえようにもならない、出血をしてでもそれに応ぜざるを得ない。そういう傾向も私はなきにあらざると思ふのです。したがって、機会を与えるというのでなしに、やはり与えるほうは発注を確保し、与えられるほうは受注を確保する、そういう立場でこういう法律とい

うものは考えていかなければならないと思うのですが、その点いかがでしよう。

○影山説明員 お答え申し上げます。私の先ほど申し上げました趣旨と、先生のおっしゃいます趣旨と全く趣旨においては同一なわけでございまして、社会党の案あるいは民社党の案が、高くても悪くても、中小企業者のほうに官公需を回せということを書いてあるわけではございません。ただ、ニュアンスの差といたしまして、やはり受注の機会を確保してやることによつて、自主的な中小企業者の努力というものが喚起してやらなければいけないということも考えまして、そういうふうな規定のしかたをいたしたわけでございまして、会計法の体系の範囲内におきまして、たとえば同質同価の場合には中小企業者のほうにこれを回してやるというふうな規定のしかたも政令段階でできないわけではございませんので、そういうふうな会計法の体系も頭に置きまして、中小企業者のために受注の確保をはかつてやるという方向でこの法律を運用していきたいというふうに考えておるわけでございまして。

○大村委員 同じだということになれば、もう少し明確にしたらどうでしようか。大企業も中小企業も同じような機会を与えてもらつて、同じスタートラインに立つてスタートすれば、私はやはり大企業のほうが強いと思うのです。これは一般的な常識だと思ひますが、そういうことはお考えになりませんか。

○影山説明員 大企業と中小企業を同じスタートラインに置いて競争させるといふことは、必ずしも私どもは考えていないわけでございまして、たとえば先ほど冒頭に説明いたしました随意契約あるいは指名競争入札の場合の限度額を引き上げました場合も、これは随意契約におきましてたとえば百五十万とか百八十万とかいうような金額の小さいもの、これが随意契約というところで実績等を見ましても、ほとんど中小企業者が恩恵に浴しておるわけでございまして、その範囲を今度また相当程度上げまして、中小企業者が實際上これに

入つていけるように、大企業はそういう小さい契約のほうには入つていくはずもございませんで、そういうところの運用のよろしきを得まして、できるだけ大企業と中小企業者のとのスタートラインは、中小企業者のほうに有利にというふうな考えておるわけでございまして。

○大村委員 そのランクを引き上げて、同じ仲間といひますか中小企業者同士に公正かつ自由な競争をさせる、これは必ずしも私は悪いとは思いません。そこで関連してお尋ねしますが、ランクを設け、これから以上は大企業だといふ場合に、その大企業が直接手をくだしてその仕事をしておるのかどうなのか。具体的な例をあげてみますと、ある大きな役所ができる、その場合に何々建設という建設業者と契約を結ぶ、それには、契約高が幾らで、さらに契約される側の建設業者は従業員は何人以上で資本金が幾ら幾らなければならぬという規制もあると思うのです。しかし現実には、その仕事を大企業が請け負つた場合に、大企業が直接手をくだしてその従業員、いわゆる資格要件になる範囲内で仕事が行なれておるのかどうか、私は必ずしもそうではないと思ふ。そうしてきまして、大企業とか中小企業とか、請負金額によつてきめるというのはいささか矛盾があるのではないかと、そういう議論も成り立つと思ふのです。そこら辺についてどうなんでしょうか。

○影山説明員 お答え申し上げます。たとえば建設省が最近中小建設業者の受注機会の確保をはかるために、公共工事の発注に對しましてランク制を設けまして、その直近上下のものには参加し得るけれども、下のほうのランクには手を出したらいけないというふうな資格基準をきめまして、発注標準を厳守して、中小工事にのみだりに大手業者を指名しないようにするというふうな実務上の行政指導を建設省のほうも一生懸命やっておられるようでありまして、そういう点で私どもは心配ないというふうに考えておりますけれども、なお一そうそういう面におきましての指導というものは必要かと考えるわけでございまして。

四

○大村委員 十分な指導ということですが、私は実態を見て非常に心配になる点があるわけです。それはいま申しましたように、ある大きなお役所ができるような場合に、大建設業者が請け負い、しかしその仕事は事実上はみな下請にやらせておる。そうするとまい汁というものは大企業だけが吸う、そして下請業者はそのおこぼれ。そして契約の対象は、金額は何ぼ以上の場合は大企業だ、中小企業の入る余地も全然ない、そういうようなやり方についてはもう少し政府としても考えてみなければならぬのじゃないか。中小企業の限度額は上がった、そこまでは大企業の進出は阻止できる。しかしそれはお互いの競争がさせられ、しかも熾烈である。良質廉価が求められる。もちろん大企業といえどもそうでしょうけれども、しかしいま言いますように建設事業等についてはほとんどが大建設業者は契約の相手方になるだけであって、実際の工事は下請企業がやっておる、こういう実態については私はもう少し考えてみる必要があるのではないかと。話が飛んで恐縮ですが、労働災害が起きます。一体どこどこが請け負ったんだ、だれがそういう事故を起こしたのかいろいろ追及してみると、責任の所在が必ずしも明確でない。どこやらの組あるいはきのうあたりに募集したような下請企業の臨時者が重要な仕事をしておる、そういう事故を起しておる、こういう実態が過去において幾度かありました。事故のことから言うのじゃありませんが、この法案は中小企業者を政府みずからが守るという立場からきめられておるが、しかし、そこにはなおかつ考慮してみなければならぬ点があるじゃないか、その一つとしていま大建設業者あたりがトネル的に、ただ自分のところののれんと信用度で契約を結んで、実際は中小零細企業の下請にそれを請け負わせて値たきをする、こういう点についても、なお私は規制をしていくとか、何らかの措置を講じていかなければならないと思います。大臣大体おわかりになったと思いますが、いま中小企業に対する官公需の発注確保に關して、いろいろ意見を申

上げておるんですが、そういう中の一つの意見として、いま申し上げました。大臣のお考えがあらばひとつお聞きしたいと思ひます。

○三木國務大臣 いま長官から——私もここで聞いておつて、この法律は非常にこういう法的な背景を持って、やはり運用の面というものは非常にあると思ひます。いま請負の場合を例に引かれて、中小が下請をやっておるじゃないかといふが、なお大きな工事で責任の主体ということになつてくると、あまり自分の力に余るような仕事を中小が請け負つてやるといふことも、そういうものができるだけの責任というやうなことから考へて、實際問題として非常にむずかしいと思ひます。そういう点で、これは實際の個々のケースでいろいろな場合があると思ひます。できるだけこういうふうな法律をつくつて、しかもそのことによつて——官公需の場合に、みな大企業ならこれはめんどくさいですね。大企業にいろいろ注文を出せばめんどくさいが、頭の中で中小企業に仕事を与える余地はないかといふことをみな一ぺん考へる義務をこの法律は要求しておるんですね。こういうのができたんですから。こういうものがなるときには、いろいろ通知を出しても、やはり法律とは違ふんですね。あれば一ぺん頭の中で考へてみるということが中小企業の需要を確保していく上においてやはり相当な前進になるんじゃないか。この法律は、いろいろ義務づけてはいいですが、これは、この法律を背景にして運用の面というものは非常に大事だと私は思ひます。これをまた、實際にこういう法律を背景にしてやってみれば、いろいろ将来改善していく余地も出てくるが、第一歩として政府が中小企業の受注確保に対して相当前進の姿勢を示したということは評価をしていただきたいと思ひます。

○大村委員 大臣のその最後の、前進の姿を示したことを評価してくれということですが、私はだいたい頭隠してしり隠さずで、底が抜けていふうのです。まあその意見はあとで逐次申し上げます。

ただいま大臣に御答弁願つたことは、重ねて言うまでもないと思ひますが、官公需の発注の場合に、その契約の相手方を、建設工事等の場合は幾らぐらいいまでは中小企業、それから上は大企業というようにランクを設けてあります。あるいはまた競合する場合もあるでしょう。しかしこれ以上は中小企業は進出をしてはならない、その契約をしてはならないといふ、その大企業のワケ内の契約をされる部分に、大企業の特権的なものが確保されてないのか、つまり實際の仕事は、大企業がのれんだけで、工事は中小企業にたくさんやらしてあります。そういう場合に、大企業は手つかずで、いわばもうけておるんじゃないか、だから分離発注といひますか、それは確かにめんどくさいが、そういう点もかなり検討して見る必要があるんじゃないか、この法案の中でそういうことが具体的に示されておる、方針としてもというなら、私はあえて言ひませんけれども、必ずしもそうなっていないので、御意見として申し上げます。

なお、先ほどから論議の中心になつてゐるのですが、受注の機会を確保するといふことと受注を確保するといふことはかなり違ふと思ひます。しかし、長官は精神的には同じやうなもんだとおしやる。だとするならば、その中小企業基本法を受けてこういう表現を使わざるを得なかつたと言われまが、私は、必ずしもそうでなくともいいだらう、同じなら——長官は全く同一という意味でおしやつたのではないと思ひますけれども、大体同じなら、私も社会党なり、民社党が発注の確保という表現を使つております、そういうふうな修正できないものでしょうか。そのことがよりこの法を強化する道だと考へてゐるわけですが……。

○三木國務大臣 これは会計法上も、公正ではあり良質、低廉という一つの原則があるわけですから、中小企業だからといって、会計法上の原則を破るわけにはいかないで、表現としてはやはり機会だと思ひますね。自由主義社会において大事なこととはやはり一つのチャンスということだ。何

でも教育の機会均等とか、そういう機会というものが自由主義社会において大事なんで、そのものを必ず確保せんなんという事になつてくると無理が起きますよ。だから、競争の原理の上に立つ以上は、やはり機会という表現のほうが私はいいと思ひます。

○大村委員 大臣なかなかうまいことを言われまが、しかし、あなた、資本主義の中における競争というものは自由競争である。しかればその自由競争が公平妥當に行なわれてゐるかといふと、私どもからいへば必ずしもそうではないわけですが、おたくのほうでは公正な自由競争といふ、それが阻害されてゐるという立場から調整をやつてみた、勸告短をやつたり、いろいろなことをやつてゐる。これは国の産業政策上必要だ。しかればその自由競争といふのは、経済といふのはどこに行つたのだといふと、いろいろ議論のあるところだ。そういうことを思ひ浮かべながら、大臣うまいことを言つておられるなと私は感じました。こればかり論議してもいたし方ありませんが、これが非常に以下各条に精神として生きてゐる、いわば消極的な態度になつてゐるといふ意味からいろいろ申し上げたのですが、長官先ほど、ランクをもうけてゐるから大企業と中小企業とそれぞれ同じスタートラインに必ずしも立たされるものではないとおっしゃいましたね。それは原則としてわかりました。わかりました、第二条の一項四号に「特別の法律によつて設立された組合及びその連合会であつて政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前三号の一に該当する者であるもの並びに」云々とありますね。そうしますと、その前に二条で中小企業者とは何ぞやといふ定義がございまして、他はそうでなくていいといふことになりま

すね。これは事業協同組合等もそうだろうと思ひます。そのときには、そのそれ以外の者でいいという以外の者は何を指すのですか。

○影山説明員 御承知のように、事業協同組合組

織というものを中小企業の対策の中心にして私どもは推進したいというわけでございますが、先生よく御承知のように、中小企業者の範囲内だけで団結をするというののも一つの方法でございますが、やはりその指導者というものが非常に大切なわけでございまして、そういう指導者層というものは、元来は中小企業者でございまして、それだけでも、それが卒業いたしました、中小企業者の範疇から出ておるといふような人たちもおりますが、そういう人は経験等が豊富でございますので、非常な指導力を持ちまして、そういう人たちの協同組合に対する参加というものを拒むわけにはいかないわけでございます。そういう趣旨で、中小企業の協同組合関係につきましては、大体三分の二までは中小企業者でもいいけれども、あとの三分の一につきましてはそういう卒業者も加わってもいいというふうな指導もいたしておるわけでございます。そういうわけでございまして、その趣旨から申しまして、形式的には、これをただ読みますと、三分の一は大企業でもいいのだというところになるかと思ひますけれども、私どもの考えておる趣旨はそういうことでございまして、もしもそういうふうな根拠からの大企業がこれに参加しておるといふふうな協同組合に受注のチャンスは中小企業のこの法律に基づいて与えるかいかというところにつきましては、たとえば共同受注に基づきます分け前が組合員に公平に行き渡りますように、内部の規約が完備しておるような協同組合というものを、資格審査をやります際にそういう条件にするというふうなことも一つの指導の方法かと存じますので、そういう趣旨でやっていきたいと思つておるわけでございます。

○大村委員 指導面で十分留意するということなんです、私も法の論議をやっているわけなんです、この法から見ると、明らかに、卒業生とは何ぞやという大企業なんです。大企業といつて、大独占じゃないにしても中小企業の範疇からはみ出た、あなたの表現を使えば卒業者なんです。そういう人が指導的な役割にあれば、な

おさらその事業協同組合と国または地方公共団体あるいは公社等が官公需の契約を結んだ場合に、自分だけの都合を考へてというわけじゃないでしょうけれども、私は、指導的な立場にある中小企業卒業者にそれが流れていくおそれが多分にあるのじゃないか、そういう懸念を持つわけなんです。と、それを除外するといつても、こういう法律ですから、契約から除外するといふことは何も書いてないわけですから、私はそこまで行政指導としてできるのかどうか、はなはだ疑問にも思ふのです。

と同時に、もう一つ関連してお尋ねしたいのですが、事業協同組合等に発注した場合に、逆に言えば事業協同組合が受注した場合に、その組合員に対する適正公平な配分というののはだれがやるのですか。いま言われた指導者がやるのですか。それと、それから契約後の品質不良とか、契約不履行、そういうものに対する責任は一体だれにあるのですか。そこら辺についてお尋ねしたい。

○影山説明員 第一番目の問題でございまして、そういう指導方針というものが裏づけを持って行なわれるかどうかということでございますが、私もといたしましては、現在のところ第四条におきまして「中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成する」ということになっておりますので、その際に協同組合の共同受注という場合に、そういう内部の規約等が完備しておるというふうなことを方針としてうたうつもりでございます。そういうことで、配分の点につきましては、やはり内部の規約というふうなもので全般的にうまくこれが均てんをしていくというふうな規約をつくるように、あるいは責任体制につきましても、協同組合全体といたしまして、共同責任体制がはつきりしておることが必要でございまして、そういう点も内部規約というふうなところで定めさせていただきたいというふうに考えておるわけでございまして。

○大村委員 ただいまの御答弁では、いわば受け入れ体制が完備しておるところ、こういうことなんです、その前に、完備をこちら側から要請するだけだしに、そういう完備ができるような指導というものが私は必要になってくると思ひます。そういう積極的な指導というものは今後行なわれましか、どうなんでしょうか。

○影山説明員 お答え申し上げます。協同組合が共同受注体制を整へまして、協同組合としてそのメンバーの中小企業者が生産の場合に、協業化で大いに近代化も進めていく、受注量も確保できるという方向に進むといふことは、私どもの中小企業対策の一つの大きな柱でございまして、そういう方向で大いに努力したいと考えております。

○大村委員 わかりました。しかしこれは実際の運用は非常に私はむずかしいと思ひます。長官もおわかりいただけると思ひますが、その点については十分配慮をお願いしたいと思います。

それから次に第二条の二項ですが、「この法律において「国等」とは、」といつて、以下説明がされております。第一条の目的の中では「国等が」云々といふことで、いろいろその目的がうたわれておりますが、この中に地方公共団体もございまして、別条でこれに準じ云々というように定められなければならないのか、その理由をお伺いしたいと思います。

○影山説明員 お答え申し上げます。まず中小企業基本法の第四条でございまして、「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。」というふうに書いてございまして、第五条で「政府は、」必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。」というふうに書いてございまして、基本法の体系におきましては、地方公共団体の施策といふものは国の施策に準じて施策を講ずるという体系になっておるわけでございまして、それと地方自治団体といふものは、地方自治の自治ということがございますので、それを尊重いたしまして、そういう目的の立て方あるいは法律の体系といふものにいたしたわけでございまして。

○大村委員 そうしますと、社会党なりあるいは民社党の、目的の第一条「国、地方公共団体及び公社等が」云々、こうありますが、これは基本法からいって、この両案というのは立法のしかたは間違ひなんでしょうか。あなたにちよつとお聞きしたいのです。

○影山説明員 お答え申し上げます。間違ひと申し上げておるわけでございまして、基本法も一つの法律でございまして、それと違つた体系の法律もできるわけでございまして、だからそれは間違ひであるわけでございまして、私も、私どももいたしまして、政府といたしましては、中小企業基本法の体系に即して規定をするということが最も基本法に忠実なゆえんでございまして、そういうふうなわけでございまして、同じく法律でございまして。

○大村委員 そういう御答弁のしかたもありまして、準用と同一とは違ふと思うのです。準用するといふのは準ずるのですから、必ずしもそれと同一じゃないのです。同列じゃないと思ひます。私はそこら辺がちよつとあなたの答弁が納得できない。あるいはまた先ほども受注の機会を確保云々の中でも、基本法の体系を受けて云々と言われましたが、大臣は別です。そういうふうな基本法基本法と言ひながら、いろいろ各条で定めてあることが非常に消極的である。その逃げ道としていま基本法云々、体系云々といふことが使われたような印象を受けます。そうだとはいへないと言ひません。しかし大綱において、ただ基本法を受けて云々といふのが、社会党も民社党もそう違ひないのですから、私はえらいがらばるようですけれども、受注の機会云々を受注の確保にしようといふじゃないかというふうに考えるし、また「国等」は「社会党や民社党のように」「目的」のところ「国、地方公共団体及び公社」といふように公共団体も含めて私はこの中に規定してもいいのじゃないか、こういうふうな考えるわけ

す。これは何ですか、間違いでないと思えばそういうふうにしていいと思うのですが、どうしてもそれはやれない理由があるのでしょうか。

○影山説明員 お答え申し上げます。御承知のように地方公共団体におきましては、すでに相当のよう中小企業向けの官公需の調達の実績がございます。都道府県におきまして三十八年度におきましては六八・五％、市において五八・六％、特別区あたりでは七六・三％というように、特別に要請いたしませんでも、これは地方の地元業者を活用すること、とりもなおさずそれが中小企業者を活用するということになりまして、相当の実績をあげていっていただけるわけでございます。そういうわけで特に同列の規定をいたさなかったわけでございますが、しかしながらこの法律の第七条に於いて、中小企業者に受注の機会を確保するために必に重要な施策を講ずるよう努めなければならない。というふうに明確に義務規定を設けておりますので、それに従いまして地方公共団体のほうでも同じような施策を講じていただけるものということをお願いしておるわけでございます。その実績の確保につきましては、自治省を通じて実績の確保をはかっていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○大村委員　そうしますと、実績があがっておるから同列には考えなかった。あくまでも準用だ。だから準用と同列は違うということです。

それではお尋ねいたしますが、第四条の「(中小企業者に関する) 同等の 契約の方針の作成等」ですね。それからさらに第五条の「(同等の 契約の串の概要の通知)」これを受けての第六条の「(各省各庁の長等に対する要請)」こういうものもすべて国に準じて行なうのですか、どうですか。

○影山副委員長 さようでございます。

○大村委員 次に第三条の「受注機会の増大」についてお尋ねいたします。先ほどからもいろいろ御説明がありましたが、「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の

増大を図るように努め」る、中小企業者だから何何でも一定の割合をきめてその中に押し込める、それに発注するんだ、こういう方針をとらないうということを言われましたが、これはもちろんもっともなお考えだと思えます。しかし「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ、中小企業者の」云々という、こういう同列に持っていきますと、私はこれは「中小企業者の受注の機会の増大」ということを考えた場合に若干そこに矛盾するようない感じがするのです。それが矛盾をしないであろう調整ができるのでしょうかでしょうか。たとえば予算の面を重視すると同質廉価でしょう。質は大企業製品、中小企業製品といえども同じだ。差があればまたそこは別ですが、しかし質が同じである場合には廉価つまり低廉ですね、安いほうということになると思います。この面をあまり第一義的に唱えると中小企業の入る余地は少なくなっていくのじゃないか、こういうように考えるのですが、その点はいかがでしょう。

○影山説明員 答え申し上げます。

「予算の公正かつ効率的な使用に留意」することと「中小企業者の受注の機会の増大を図る」と、この両者が相矛盾しないかという御質問でございますが、私どもといたしましては先ほど冒頭に申し上げましたように、中小企業者のために受注を確保するために高くても悪くてもというふうには考えていない。その点につきましては意見が一致したわけでございますが、それではこの「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ」という意味でございますが、これは会計法の体系の範囲内で「中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努める」という趣旨でございます。それではその会計法の体系内で中小企業者に対して特別の措置がとれるかどうかということでございますが、それにつきましては先ほど来御説明申し上げておりますように、予算決算会計令の特別といたしまして、指名競争入札あるいは随契に付することができる場合の予定価格の限度額の引き上げをやっておるわけでございますが、それも一つの特

別措置でございます。それから建設省がやっておられますような競争参加者の資格基準及び格づけにつきまして特別の措置をとる、あるいは地元業者につきまして分割発注の措置をとるというようなことも、これは会計法上の体系内におけるところの特別措置でございます。それから良質安価という点でございますが、これはやはり予算決算会計令の特例の範囲内で、まだこれは最終的にはきめておりませんけれども、中小企業製品と大企業製品とが同質同価の場合には中小企業のように落としなさいというような指導もやってやれないことではないというふうに考えておりますので、会計法の体系の中におきましても中小企業者の受注機会の確保のための特別措置は十分やっていると、両者というように考えておるわけでございます。両者の考え方に矛盾があるわけではございません。

○大村委員 会計法体系において許される

為はそれはあるでしょう。あるでしょうけれども、やっぱりその前提になる原則というものがあるでしょう。それはここに表現してあるように「公正かつ効率的な使用」こういうことだと思うのです。これはどう論議をしてみても、このことを表面にあまり強く打ち出しますと、私は以下考えられておる中小企業者の受注の機会の増大とかあるいは確保とかいうことは、やっぱりかなり減殺

されていくと思うのです。できにくいと思うので

す。これは一般論ですね。もう常識なんですよ。専門屋でなくてもこのことはわかるのです。この調整をどうしていくか。あなたは体系内において云々と言われましたが、それでも消化できない場合があるのです。やはりその前提になるものがあるのです。これが非常にむずかしいところなんです。先ほど大臣は運用のしかたによっては、これから運用が非常に大事だと言われました。確かに大事です。よくなるのも悪くなるのもそれは運用次第でしょう。この調整を一体どういうふうにするか、もう一回御説明を願いたいと思います。いまの説明ではどうも私にはよくわからない。

○影山説明員　お答え申し上げます。

その調整でございませう。第四条に書いてございませう。「中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針」の作成の際にあたりました、この方針の中には、後ほどまた御説明する機会がございませうが、量的な目標とその裏づけになる施策を盛るわけでございますので、そういう方針の中におきまして、そういう点の調整を十分に行きたいというふうな考えでございます。

それからまた、特にここに「予算の公正かつ効

率的な使用に留意しつつ」という規定を認けた理由でございますが、これは当然のことだとという御意見もあるわけでございますが、たとえば国鉄あたりのほうで非常に心配いたしておりますのは、従来の国鉄あたりにおきまして、たとえばトンネルあるいは新幹線の例の土手を築くというような場合に、中小企業者に発注したために、それが安全性が害されるというようなおそれもあつたわけでございます。そういうふうに、安全性であるとか人命の尊重であるとかいうようなことにつきましても、そういうところをあからさまにははきかれませんけれども、「予算の公正かつ効率的な使用に留意」するのだということを書くことにによりまして、そういう趣旨もあらわしたわけでございまして、事情はひとつ御了承を願いたいと思ひます。

○大村委員　この会計上の原則を生かしていきま

すと、いま長官も言われましたように、危険度
危険負担といいますが、そういうものがかなり考
慮されていくことになると思います。その歯どめ
としては、従来の実績から信用度をながめ、あると
いは業務実績等を考えて、これは危険度が高いと
か低いとか考えられると思うのですけれども、各
省といえども係官がおるわけであります、そう
いうものがいろいろ指導するような場合、あるい
は契約をその人がやるのではありませんけれど
も、一応の担当者としてあるのであるから、やはり
業務実績がかなり高くて信用度の高いところに契
約をすれば無難でございます。万一つまずいたと
きに、やはりその担当官の責任になっていくので

こういうことを言つては失礼ですが、通産大臣と各省の長は同列だと私は思うのです。それはど各大臣を区処するだけの権限はないと思うのです。勢いそうなるてきますから要請という程度に終わつて思ふのです。これを強くするためには、私は総理大臣がそういうことを行なへば、これは勸告はできます。そこにやはり一つの問題点があると思ふのですが、要請を實行してくれなかつた場合にはどうするのですか、しかたがないのですか。

○影山説明員 「通知」あるいは「要請」といふことを政府提案には使つておるわけでございます。それから「報告書」あるいは「報告」といふことを社会党の案には使つてあるわけでありすが、役所同士の間でございますので「通知」あるいは「要請」といふことを使つておるわけでございます。たとえば「報告」といふようなことばも、役所同士の間の報告という例がなきにしもあらずでございますけれども、たいてい民間との関係で報告をする、それを実施されない場合は公表するといふような措置があるわけでございますが、それは対民間関係のものに多く使われておるわけでございます。役所同士の用語例といたしまして「通知」あるいは「要請」といふことばを使つたわけでございますが、明らかにこの法案の面では「通知するものとする」とか「措置をとるべきことを要請することができ」といふことになつておりまして、そういう権限が与えられ、あるいは通知の義務というものが規定をされておるわけでございますので、「報告」と書いても「通知」と書きましても、義務を課せられておつて通知をせざるを得ないわけでございます。その点については御心配のことではないといふふうに考へております。

ではないと思ふのです。「要請」と「報告」はかなり内容的に違つてくると思ひますが、これは「要請」することができ。」でしよう。先ほど申し上げましたように通産大臣と各省の長とは同列であつて、役所間であるからといふその裏には、やはり同列の各省庁に報告をするとかなんとかいふことは、これはできないことではしう。そういうことを考えるならば、もう少し法の強化、こういう法律を忠実に、しかも実効をあげるという立場から、内閣総理大臣の所管のものに置いて、内閣総理大臣が各大臣に報告する、これはできるでしう。そういうふうにもう少し強化できないものかと言つてゐるのです。

○大村委員 「通知」でも「報告」でも、私はそれに拘泥いたしません。問題はその実績によつて報告なり通知によつて、かくかくまで到達してほしいといふ一応のめどに到達しなかつた場合、それから打つべき手があるのでしょうか。その場合の措置の方法として「要請」することができ。」これは私は単なる用語の表現のしかただけの相違

ではないと思ふのです。「要請」と「報告」はかなり内容的に違つてくると思ひますが、これは「要請」することができ。」でしよう。先ほど申し上げましたように通産大臣と各省の長とは同列であつて、役所間であるからといふその裏には、やはり同列の各省庁に報告をするとかなんとかいふことは、これはできないことではしう。そういうことを考えるならば、もう少し法の強化、こういう法律を忠実に、しかも実効をあげるという立場から、内閣総理大臣の所管のものに置いて、内閣総理大臣が各大臣に報告する、これはできるでしう。そういうふうにもう少し強化できないものかと言つてゐるのです。

ということが最も適當なんじゃないかといふふう

○大村委員 私がさらに心配になる点は、それは言つてみても、先ほど指摘をしました会計上の原則、予算の公正かつ効率的な運用という予算使用上の問題が顔をちらつかして、閣議では決定した、お互いに各大臣は確認をして努力をしたが、しかし会計法上の問題からいふと私がたかつた、こういうことで逃げられると私は思ふのです。といつて、私どもの言うように割合を設定しても、何が何でもそれにはめ込まなければならぬといふのではないのですから、それは若干の幅はあると思ふのです。しかしその幅の高低については、かなり政府案のほうがゆるやかである。いや、もうお互いに閣議決定したのだから、これ以上

の面からいふいろいろな問題のあるところではしうけれども、そうきめてみても、努力をしてみたがどうせんか、別に目標はないのですから。私は、そういう点についてはなおかつ政府としても考へてみる必要があるのじゃないかと思ふ。あなたの言われるように同列じゃない。閣議決定したのだから、そうして所管省の長が確認をしたのだから、それは大体守つてもらへるもので、それが守られなければ、通産大臣の報告的な要請ができる。はたしてできるかどうかちよつと私疑問ですが、あなたの言われることを一応信用いたします。

○天野委員長 次会は、明二十七日水曜日午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

商工委員会議録第二十号中正誤

一	設行	誤	正
二	三	関係法例	関係法令
三	三	禁止	禁止
四	二	メートでル法	メートル法
五	二	登記簿謄抄	登記簿謄抄本
六	二	三	三
七	二	三	三
八	二	三	三
九	二	三	三
十	二	三	三
十一	二	三	三
十二	二	三	三
十三	二	三	三
十四	二	三	三
十五	二	三	三
十六	二	三	三
十七	二	三	三
十八	二	三	三
十九	二	三	三
二十	二	三	三

昭和四十一年五月二日印刷

昭和四十一年五月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵印刷局